

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づいて
行政財産の使用を許可する場合の取扱いについて

昭和52年9月16日 管第134号
各財産管理分掌者、教育長、警察本部長あて
総務部長通達

改正 昭和60年6月18日 管第90号、平成6年9月28日 管第263号、
平成9年12月8日 管第411号、平成17年4月1日 管第23号、
平成19年2月28日 管第592号、平成23年2月1日 管第621号、
平成28年3月31日管第627号、令和2年2月3日 経第512号

熊本県財産条例の一部を改正する条例(昭和52年条例第9号)が施行されることに伴い、昭和52年10月1日以後に係る行政財産の使用許可の取扱いについて別紙のとおり定めたので、今後の事務処理に遺憾のないよう通知します。

別紙

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づいて行政財産の使用を許可する場合の取扱いについては、他に特別な定めのあるものを除き、次のとおりとする。

第1 使用を許可し得る範囲(目的及び用途を妨げない程度の基準)

(平成6年9月28日 管第263号により廃止)

第2 使用許可の手續

- (1) 行政財産を使用しようとするものは熊本県公有財産取扱規則第30条第1項に規定する「行政財産使用許可申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。
- (2) 行政財産の使用許可をするにあたっては、別添「行政財産使用許可書」により必要な条件を付して許可するものとする。

第3 使用許可の期間

使用を許可する期間は、最長1年とする。

ただし、電柱類及びガス管、水道管等の埋設物を設置するため使用するときは最長5年とする。

なお、使用許可の期間が2会計年度に及ぶ場合は、1会計年度ごとに許可するものとする。

第4 使用料

- (1) 使用を許可した場合は、使用許可書(指令書)を発行し、納入通知書又は現金により熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)(以下「条例」という。)第7条別表に定める使用料を徴収するものとする。ただし、条例第8条に定める規定を適用して使用料を減免する場合はこの限りでない。
- (2) 使用料は一括徴収を原則とするが使用許可期間が2会計年度以上にまたがるときは、会計年度毎に徴収することとし、また使用料の額が多額等のため一括徴収が困難と認められるときは、4半期毎に分割徴収することができるものとする。
- (3) 使用料の徴収時期(納期限)は使用許可開始日から起算して30日以内とする。ただし、分割徴収する場合の2回目以降の納期限は分割徴収するそれぞれの使用料に相当する使用許可期間の初日から起算して15日以内とする。

- (4) 条例第7条別表備考の5にいう「1件の使用料の額」とは、会計年度をもって1件の使用料をいうものとする。
- (5) 電柱類の使用料を算定する場合には、同一会計年度内をもって1年として算定する。
- (6) 1日に満たない期間に係る使用料については1日あたりの額とする。

第5 光熱水費等管理費の負担

使用を許可した財産に光熱水費等の維持管理費を要する場合には、その実費相当額について別に定める管理経費事務取扱要領（昭和57年3月16日制定）により負担させるものとする。

第6 雑則

- (1) 使用料の減免のうち、条例第8条第4号の規定の適用については、総務部長と事前に協議するものとする。
- (2) 使用許可開始日に属する年度以前に取得した財産の使用料を算定する場合の台帳価格は、財産台帳に登載された価格に別に定める指数を乗じて得た価格となっている。この場合は、当該財産は原則として当初の取得年度に、使用許可開始日の現在高（面積・価格）で取得したものとして取り扱うことになる。ただし、取得年度から使用許可開始日までにおける当該財産の増加額が無視できないほど大きい場合はこの限りでない。